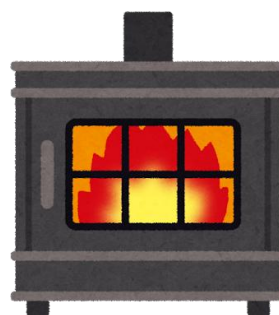
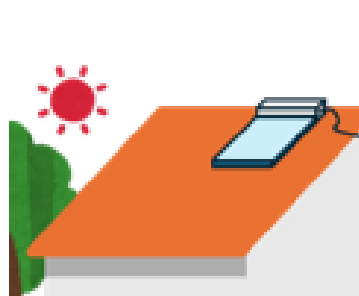


豊岡市脱炭素先行地域推進事業補助金

補助金申請の手引き

熱利用設備 (太陽熱利用機器、木質バイオマス利用機器)



令和8年6月時点

【問合せ・申請書類等提出先事務局】

豊岡市 コウノトリ共生課 脱炭素推進室

所在地：豊岡市中央町2番4号（市役所本庁舎2階4番窓口）

TEL：0796-21-9136

Mail：ondankaboushi@city.toyooka.lg.jp

1.補助金額

熱利用設備の補助金額は次のとおりです。

補助対象設備	補助率 補助限度額	導入方法	補助限度額
熱利用設備 ①太陽熱利用機器	補助対象経費の2/3以内	購入	補助上限：66万6千円
熱利用設備 ②木質バイオマス利用機器	補助対象経費の2/3以内	購入	補助上限：80万円

2.補助対象設備の要件

主な交付要件は次のとおりです。詳細は国実施要領（別紙1）をご確認ください。

補助対象設備	交付要件
熱利用設備 ①太陽熱利用機器	①太陽集熱器は、JIS A 4112で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有するものであること。
熱利用機器 ②木質バイオマス利用機器	①バイオマス依存率（バイオマスの発熱量÷（バイオマスと非バイオマスの発熱量）×100）を60%以上とすること。 ※薪やチップ、ペレットを主たる燃料とするものであれば対象となります。 ②薪ストーブにおいては二次燃焼機能を有すること。

～～～熱利用設備の法定耐用年数～～～

熱利用設備の法定耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間となります。詳細は国税庁HPなどをご参照ください。

（国税庁HP <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2100.htm>）

補助対象設備	法定耐用年数
太陽熱利用機器	15年
木質バイオマス利用機器	6年

※設置する機器や事業所により、表の年数に該当しない場合があります。

3. 交付申請

(1) 受付・申請期間

令和8年7月27日（月）～令和8年12月25日（金）まで

(2) 交付申請時の提出書類チェックリスト

交付申請時には、以下の書類の提出をお願いいたします。

提出書類	提出時の確認事項
交付申請書（様式第1号）	・ 該当箇所の項目に記載漏れがないか
見積書（明細を含む）の写し	・ 見積の明細が記載されているか ・ 氏名と設置所在地が記載されているか ・ 見積が2者分提出されているか
誓約書（別紙1）	・ 全ての事項を確認し、誓約書に署名したか
住民票の写し	・ 申請者の氏名と住所が記載されたものであるか ・ 発行から3カ月以内のものであるか
建物の平面図、断面図等 例：設計図面など	・ 設備の設置箇所が分かるか
設置する設備の仕様書 例：カタログなど	・ 太陽熱利用機器の場合：JIS A 4112で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有することがわかるか ・ 木質バイオマス利用機器の場合：木質バイオマス依存率が60%以上で、副燃料として化石燃料を常時使用しないことがわかるか
※以下、該当する場合に提出が必要となる書類	
代理受領事前届出書（様式第11号）	※代理受領制度を利用する場合のみ提出
直近の確定申告書類の写し	※設置対象が事業所の場合のみ提出 ・ 個人事業主は「所得税確定申告書」（第一表）、法人は「法人税確定申告書」（別表一）の写し
補助対象地域内に事業所を置くことが分かる書類の写し	※設置対象が事業所の場合のみ提出 ・ 開業届、営業許可その他各種許認可・指定等の許可証、登記事項証明書等
既存設備設置状況が分かる写真	※更新の場合のみ提出 ・ 既存設備の設置状況について、近景及び遠景で確認できる写真か
その他市長が必要と認める書類	※市が提出を求めた場合のみ提出

4.実績報告

(1) 実績報告の時期

工事完了後30日以内又は令和9年2月26日(金)のいずれか早い日

(2) 実績報告時の提出書類チェックリスト

実績報告時には、以下の書類の提出をお願いいたします。

提出書類	提出時の確認事項
実績報告書(様式第8号)	・該当箇所の項目に記載漏れがないか
支払いを証明できる書類の写し 例:領収書、振込証明書等	・請求書の金額を支払ったことがわかるか
請求書(明細を含む)	・請求金額の明細が確認できるか
補助対象設備の契約日(取引日)、発注日、購入日等が交付決定通知日以降であることを確認できる書類の写し	・契約日(取引日)、発注日、購入日等が、交付決定より後の日付であるか 例:契約書、請書、発注書等 (交付決定前の契約、購入は、交付対象外となります。)
補助対象設備の設置前、施工中、設置後の写真	・設置前、施工中、設置後の設備設置箇所を同じ場所からそれぞれ撮影し、添付しているか ・上記とは別に、設置する設備の型式が分かる写真を撮影し、添付しているか ※参考様式の写真台帳を使用するか、それに準ずる様式で作成すること
※以下、該当する場合に提出が必要となる書類	
代理受領委任状(様式第13号)	※代理受領制度を利用する場合のみ提出
住民票の写し	※申請時に市外居住だった場合のみ提出 ・申請者(設備使用者)の氏名と住所が記載されたものであるか ・発行から3カ月以内のものであるか
設置設備の実際の位置図 例:平面図、設備の設計図など	※交付申請時から変更がある場合のみ提出 ・設備の設置場所がわかるか
その他市長が必要と認める書類	※市が提出を求めた場合のみ提出